

特定事業所加算（A）算定のための連携協定書

a法人の経営する《Bケアプラン》（特定事業所加算（A）を受ける事業所）を甲、C法人《Dケアプランセンター》（特定事業所加算をすでに届け出ている事業所を乙とし、甲が運営する《Bケアプラン》における特定事業所加算（A）算定のための連携協定を以下のとおり締結する。

連携するサービス事業者名を記載

（契約期間と更新）

1. 本協定の締結期間は《期間》までとし、甲は乙に対し本連携協定を遵守させる義務を負うものとする。

・この契約は、契約満了の1か月前までに甲から乙に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、自動更新とする。

（契約の終了）

2. 次の事由に該当した場合は自動終了とする。

（1）甲、乙どちらかが、特定事業所加算の算定事業所でなくなった時

（解約権）

3. 双方、解約をすることが出来る。契約終了の申し出は、利用者の情報の保護、事業所保護などの観点から1か月前までに申し出ることとする。

（研修会、事例検討会の開催）

4. 乙は、甲の運営する《Aケアプラン》が求めるときは、計画的に研修会や事例検討会を提供するものとする。

（24時間連絡体制について）

5. 乙は、甲の運営する《Aケアプラン》が求めるときは、24時間連絡体制を確保し且つ必要に応じて利用者の相談に対応する体制を確保するものとする。

6. 24時間連絡体制の役割分担、甲が乙に支払う料金等については別途事業所同士で検討し契約を取り交わすこととする。

（個人情報の保護について）

7. 甲、及び乙は、共有する《利用者》の個人情報について、個人情報保護法のほか、個人情報保護に関する他の法令等を遵守してその保護に努め、当該利用者の生命、身体等に危険がある場合その他の正当な理由がある場合又は当該利用者の事前の同意がある場合を除いて、第三者にもらさないこととする。利用者に交付する重要事項説明書に、連携のための個人情報の共有について双方明記をする。

8. 利用者の個人情報は、双方ともに契約の解除、終了後も、第三者に漏らさないこととする。

令和 年 月 日

甲 住所／法人名及び事業所名
管理者

乙 住所／法人名及び事業所名
管理者

押印については、保険者の確認の上事業所で判断